

# 公 告

8 大月町告示第 48 号

大月町国土強靱化地域計画改訂支援委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。「以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び大月町契約規則（平成 21 年規則第 5 号）第 5 条の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

大月町長 岡田 順一

## 1. 競争入札に付する事項

(1) 委託番号・委託業務名

防災（委）第 3 号

大月町国土強靱化地域計画改訂支援委託業務

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

大月町役場

(5) 予定価格の設定

有

(6) 最低制限価格の設定

有

## 2. 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 8 年度・令和 9 年度の競争入札参加資格者（建設コンサルタント）として登録されている者であり、かつ、高知県内に本店又は支店もしくは営業所を有している者であること。

(2) 施行令第 167 条の 4 のいずれにも該当しない者であること。

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、国、高知県、本町から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 別紙仕様書の 4. 受託者の要件に掲げる事項を全て満たす者であること。

### 3. 入札手続の方法

本入札は、電子入札により行う。ただし、次の場合は、入札書による入札を認めることとし、項番 5 及び項番 6 はメール [bousai@town.otsuki.lg.jp](mailto:bousai@town.otsuki.lg.jp) で受け付けることとする。

- (1) 事業者名、代表者名等の変更による電子証明書の再取得手続が必要となり、電子入札システムの利用ができなくなった場合。
- (2) 入札参加者のパソコンがコンピュータウイルスに感染したことなどにより、電子入札システムの利用ができなくなった場合。
- (3) その他、大規模停電又は天災や通信事業者に起因する通信障害などにより、電子入札システムの利用ができなくなった場合。

### 4. 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加希望者は、(2) に示す必要書類を項番 5 に指定する日時までに提出すること。

#### (2) 必要書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- イ 配置予定技術者調書（様式第 2 号）
- ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
- エ 配置予定技術者との雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等）
- オ 業務実績を確認できる書類

### 5. 入札参加資格確認申請書等の提出期限及び審査

#### (1) 提出期限

令和 8 年 7 月 7 日（火）17 時 00 分まで

（ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。）

#### (2) 入札参加資格の審査

提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、審査結果を令和 8 年 7 月 9 日（木）までに通知する。

### 6. 仕様書等に関する質疑書の受付期間、回答時期

#### (1) 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 7 日（火）12 時 00 分まで

※ 質疑書の送信を行った場合は、必ずその旨を総務課危機管理室（0880-73-1140）まで連絡すること。

#### (2) 回答時期

令和 8 年 7 月 9 日（木）までに、電子入札システムにより回答する。

7. 電子入札の入札期間

令和8年7月10日（金）8時00分から令和8年7月14日（火）20時00分まで

8. 入札書による入札の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和8年7月14日（火）17時00分までに郵送又は持参により提出すること。

（持参の場合は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く午前8時30分から午後5時00分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とする。）

(2) 提出先

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地 大月町役場総務課危機管理室

9. 開札

令和8年7月15日（水）10時00分から電子入札システムにて開札する。

10. 入札保証金

免除

11. 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 本人又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

(3) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。

(4) 入札書の金額を訂正したとき又は未記入のとき。

(5) 入札書に記名、入札案件名及び証印が誤脱し、又は確認できないとき。

(6) 入札に際して不正の行為があったと認められるとき。

(7) その他町長が定める入札に関する条件に違反したとき。

13. 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行い落札者を決定する。

14. 契約保証金  
有

15. その他

- (1) 項番4の入札参加資格確認申請書等を提出した者が1者の場合でも入札を行う。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ入札公告及び仕様書を承知すること。
- (3) この入札において提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等及び追加書類の作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置等を行うことがある。
- (6) 入札期間等は都合により変更する場合がある。その場合は、改めて入札参加者全員に通知する。